

Ⅶ その他

1. 奨学金制度

* 日本学生支援機構

《出願資格》

人物・学業成績ともに特に優れ、かつ健康であって、大学院において研究を継続するには、日本学生支援機構の奨学金の貸与が必要であると認められる者に限ります。

なお、標準（最短）修業年限を超えて在学する者及び留学生は出願資格がありません。

《奨学金の概要》

種 類		貸与月額	貸与始期	貸与期間
博士前期／ 修士課程	第一種 (無利子)	50,000 円、88,000 円	4 月	2 年間
	第二種 (有利子)	5 万・8 万・10 万・13 万・15 万から選択		
博士後期課程	第一種 (無利子)	80,000 円、122,000 円	4 月	3 年間
	第二種 (有利子)	5 万・8 万・10 万・13 万・15 万から選択		

(2019 年度参考)

2. 教育職員免許状

大学において、一種免許状の所要資格を有する者が、博士前期課程を修了し、所定の単位を修得した場合、申請により専修免許状を取得することができます。

《免許状の種類と教科》

研 究 科	専 攻	免 許 状 の 種 類 と 教 科
文学研究科	英文学専攻	中学校教諭専修免許状 英語 高等学校教諭専修免許状 英語
	教育学専攻	中学校教諭専修免許状 社会 高等学校教諭専修免許状 公民 小学校教諭専修免許状
	国際言語教育専攻	中学校教諭専修免許状 国語 高等学校教諭専修免許状 国語 中学校教諭専修免許状 英語 高等学校教諭専修免許状 英語